

2025年8月20日

受益者の皆様へ

H S B C アセットマネジメント株式会社

「H S B C 気候パリ協定準拠株式インデックスファンド」
信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当社では、下記の理由により掲題ファンドの信託終了（繰上償還）を予定しております。つきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定に基づき、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託「H S B C 気候パリ協定準拠株式インデックスファンド」
（以下、「当ファンド」といいます。）

2. 繰上償還の理由

当ファンドは、2021年11月18日の設定以来、H S B C 気候変動適応株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として気候変動適応やその国際的な枠組みに沿った低炭素経済への移行に伴うリスクを抑制し、市場機会を獲得することを目指す世界各国の企業の株式から構成される指数に概ね連動する投資成果をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、受益権口数が投資信託約款の繰上償還条項（第47条第1項）に定める10億口を下回っており、資産規模が小さく今後も受益権口数の大幅な増加を期待することは難しいと思われます。したがって、受益者の皆様にご負担いただく費用等を勘案すると、運用を継続するよりも繰上償還し、お預かりした運用資産を早期にお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断いたしました。

3. 繰上償還予定年月日

2025年11月14日

4. 書面決議について

書面による議決権行使の期間 2025年8月20日～2025年9月17日

2025年8月20日時点の当ファンドの受益者の皆様は、本書面決議において提案する当ファンドの繰上償還（以下、「本議案」といいます。）についての議決権を行使することができます。当該受益者の皆様には、追って当ファンドの販売会社から本議案に関する「議決権行使書面」が送付されますので、議決権を行使される方は、2025年9月17日（当社必着）までに、「議決権行使書面」に必要事項をご記入の上、当社宛てにご返送ください。

なお、議決権を行使されない場合は、当ファンドの投資信託約款（第47条第3項）の規定に基づき、本議案について賛成されたものとみなします。

この書面による決議は、2025年8月20日時点の受益者の皆様に対象とし、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、当ファンドは、2025年11月14日で繰上償還いたします。なお、否決された場合、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

以 上